

雇用保険事務手続きの手引き

令和 6 年 9 月

窓口受付時間 8 : 30 ~ 16 : 00

あなたの事業所の番号

雇用保険適用事業所番号 《雇用保険の諸届出の際に必要な番号です。》

□	□	□	□	-	□	□	□	□	□	□	□	-	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

労働保険番号 《労働保険の納付申告、諸届出の際に必要な番号です。》

府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号						枝 番 号				
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。

雇用保険手続きにおいては、個人情報を取り扱いますので、個人情報漏洩リスクの高まる郵送による提出はご遠慮いただきますようお願いします。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

福岡労働局 職業安定部
ハローワーク (公共職業安定所)

はじめに

本書の目的

雇用保険制度は、事業主の行う届出、申告などを前提として運営され、事業主は新たに従業員を雇い入れたり、従業員が離職したとき、あるいは、事業所を設置するときなどには、それぞれ所定の届出書によって公共職業安定所に届け出なければならないことになっています。

また、その給付に要する財源を労使の負担する労働保険料と国庫の支出により賄っており、労働保険料の申告・納付は事業主が行うこととされています。したがって、雇用保険制度の具体的な手続きなどを事業主に理解していただき、適正に届出をしていただくことが、本制度の円滑な実施にとって必要となります。

本冊子は、いろいろな届出手続きを実務的にできるだけわかりやすくまとめたものですので、各種手続きの際に活用していただき、ご理解の一助となることを願っております。

労働保険とは

雇用保険と労災保険（労働者災害補償保険）を総称したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者（事業主）は、保険者（政府）に保険料を納付する義務を負い、被保険者（労働者）は、保険事故（失業、業務災害、通勤災害）が生じた場合に、保険者に対して保険給付を請求する権利を持つという継続的な法律関係になっています。

雇用保険とは・・・

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなどその就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正、及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としています。

労災保険とは・・・

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。